

年 月 日

松戸市福祉事務所長 殿

（賃貸人）

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

（援助実施者（賃貸人と異なる場合））

認定事業者住所

又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

代表者氏名

通 知 書

下記「代理納付された金品の返還に関する事項等」欄記載の内容をよく理解し、これらの事項に同意の上、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第53条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

認定番号	
通知を行う者の区分	ア 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員
	イ 住宅確保要配慮者居住支援法人
	ウ 賃貸住宅管理業者
	エ 登録家賃債務保証業者
	オ 住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員が団体である場合、その構成員
	カ アからオまでのいずれかに該当する者と共同で認定を受けている賃貸人
	キ アからオまでのいずれかに認定住宅の管理を委託する認定事業者
上記アの場合 （上記キの場合を含む。）	所属する住宅確保要配慮者居住支援協議会の名称
	住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員の氏名又は名称
上記イの場合 （上記キの場合を含む。）	住宅確保要配慮者居住支援法人の名称
	指定を受けた都道府県

上記ウの場合 (上記キの場合を含む。)	賃貸住宅管理業者の名称	
	賃貸住宅管理業者登録簿の登録番号	
上記エの場合 (上記キの場合を含む。)	登録家賃債務保証業者	
	登録番号	
上記オの場合 (上記キの場合を含む。)	所属する団体の名称	
	団体の構成員の氏名又は名称	
上記カの場合	共同で認定を受けている者の区分（ア～オのいずれかを記載）	
	共同で認定を受けている者の氏名又は名称	
被保護認定住宅 入居者の氏名 及び住所	氏 名	
	住 所	
毎月の家賃等の額	家 賃	円
	共 益 費	円
代理納付された金品の返還に関する事項等	<p>ア 法第53条第2項に基づき、保護の実施機関により住宅扶助のための保護金品等をもって、家賃等の代理納付が行われた場合であって、①その金額が過分であるなど過誤払いがあったことが発覚したこと又は②被保護認定住宅入居者の保護の内容の変更、停廃止若しくは取消しがあったことなどにより、保護の実施機関から、既に代理納付された家賃等の全部又は一部の返還を求められたときは当該金品について、速やかに返還すること。</p> <p>イ 法第53条第2項に基づき、保護の実施機関が住宅扶助のための保護金品等をもって代理納付を行う場合は、保護の実施機関は第三者の立場で被保護認定住宅入居者の家賃等の債務を弁済するものであって、賃貸人との関係で家賃等の債務を負うものではないこと。</p> <p>ウ 保護の実施機関が代理納付を行う場合、代理納付を受ける認定事業者は、代理納付に必要な資料の提供等を行い、円滑な代理納付の実施に協力すること。</p>	
その他特記事項		

備考

- 1 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
- 2 認定事業者が法人である場合には、代表者氏名も記載すること。
- 3 住宅扶助のための保護金品等とは、住宅扶助のための保護金品及び生活扶助のための保護金品のうち被保護者が賃借して居住する住宅に係る共益費をいう。
- 4 家賃等とは、家賃、補修その他住宅の維持のために必要な費用又は共益費をいう。